

① 屋根



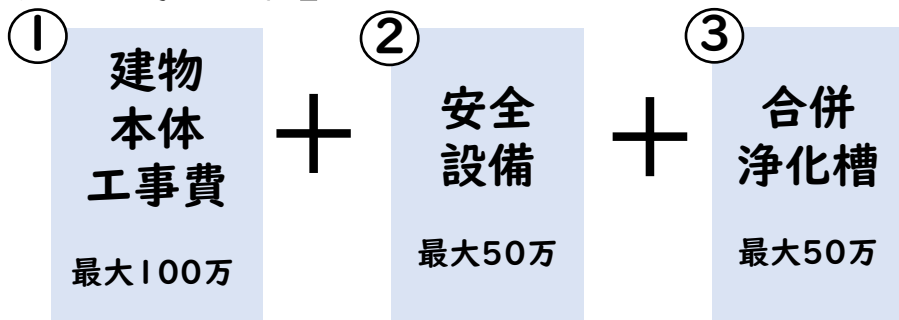
① 外壁



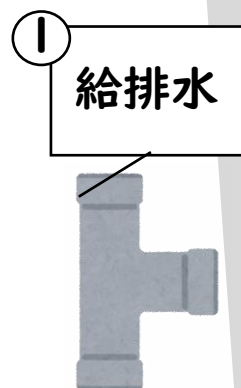
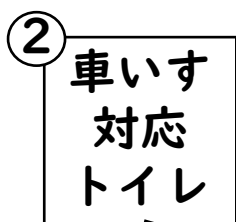
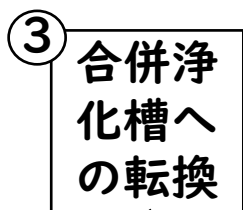
自治会所有の集会所

リフォームに補助金が使えます！

【補助対象工事】



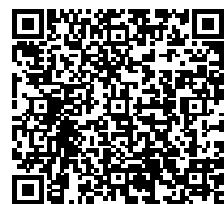
最大
200万円
(注) 下記参照



【主な要件】

- ・対象となる工事費が50万円以上
- ・建物登記が自治会名義であること

【詳細はコチラ→】



補助金額の算出方法は??

事業費①+②+③(対象外経費を除く)×補助率50%以内(予算の範囲内で変動)

(注) 事業費は限度額があります

- ①建物本体工事費…200万円(上限)
- ②安全設備…100万円(上限)
- ③合併浄化槽…100万円(上限)

例 具体例を教えてください!

工事費が500万円と安全設備を200万円設置する改修で、その年度の補助率が50%の場合

- 事業費=①200万円(上限)+②100万円(上限)+③0円=300万円
- 補助金額=事業費300万円×補助率50%=150万円

いくらもらえるの?!

※補助率が50%の場合
補助限度額が①100万円②50万円③50万円
最高で200万円の補助金となります

手続きのながれ

7月～9月末

3月末

翌年度4月～

申請から
2週間後

交付決定通
知到着後

工事完了後
すぐに

事前協議

内定

申請

交付決定

事業着手

事業完了

3者以上
の見積り

工事の契約は
このタイミング

3月末までに
工事完了

注意事項

- ・自治会総会等で集会所のリフォームについて、自治会員の同意を得てから申請してください
- ・事前協議した全ての自治会に対して補助をお約束するものではありません
- ・高松市補助金等交付規則の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます
- ・それぞれの手続きに際し提出する書類についてはホームページをご確認ください

高松市 集会所 補助



【申請書類の提出&お問い合わせ先】

高松市番町一丁目8番15号

高松市役所 協働コミュニティ推進課(本庁舎4階)

TEL:087-839-2277

受付時間:平日 8時30分～17時